

<研究ノート> ルールへの違和感？

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-02-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 陶久, 利彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000117

〈研究ノート〉

ルールへの違和感？

陶 久 利 彦

目次

- I はじめに
- II ルールの例と赤信号の関係
- III スポーツのルール
- IV 子どもの遊びとルール
- V むすびにかえて

I はじめに

大学教員の研究は職場内外の教育活動と無縁ではありえない。そこで本稿は、大学での講義の中で学生諸君が示す反応を素材とし、彼らが抱くルール観念やその背景にある思考の特徴を考察しようと試みる。それは確かに素朴なルール理解ではあろうが、全面的に克服されるべきであるというよりもむしろ、無視できない法理解の一種として捉えることもできる、と思われる。

私は、担当する教養教育科目や専門科目を通じて、法の領域が日常生活での行動を規律するルールと形式・内容両面で深く連続していることを強調してきた。履修生の多くは法を、普段の生活とは疎遠で「難しい」とみなす傾向を持つが、ルールという共通項によって日常生活世界と法的世界とを架橋できるのではないかと目論んだのである。そのために、普段の生活でよく目にするいくつかの行為をルールの適用例として捉える可能性を指摘し、そこからルールの存在とその定式化、更にはその論理的展開へ

と話を進めてきた¹。ところが、授業を重ねるうち、学生諸君が自らの行為をなにがしかのルールとの関連で把握することに何か違和感を覚えているようだ、と気づくようになった。これでは、法的世界への橋渡しはかなり困難にならざるをえない。

尤も、そうであるからといって、彼らがルールを無視しているわけでもなければその重要性を軽視しているわけでもない。ただ、ルールは幼少期からの教育と経験の蓄積によって日常生活の中に深く浸透していて、改めてその存在が意識されることは少ない。個々人の身体にいわば受肉され、ルールを意識していなくてもルール遵守行為がなされているのである。従って、明確な言語表現をとってルールがその姿を現す機会も余りない。このような事情ゆえに、自らの行為をどんなルールの遵守なのかと質問されて、彼らは戸惑っているように見える。

確かに、彼らのルール遵守行為とされるものを、ルールとは別の視点から理解することもできる。ルール習得の過程では、あるいは明確なルールが不明な状況下では、身近な他者の行為を単になぞっているにすぎないこともあるだろう。誰かの行為を高く評価し、それを模範とみなす場合もありうる。ルールへの批判的態度が現れる時期にあっても、自己利益の確保と増進を常に意識し、それに資する行動をとるという利己的配慮が、結果的にルール遵守になることも十分考えられる²。従って、彼らがルールという言葉に若干躊躇した反応を示すことも理解できないではない。

本稿は、以上のような経験を踏まえ、学生諸君がルールという言葉をどう理解しているのか、という問いから出発する (I)。次いで、そのルール

¹ もとより、ルールと一括する規範の種類は多様であり、それらの違いを無視してルールと総称すること自体が理論上も教育上も問題を孕む、という批判はありうる。その意味で、本稿には自省の意味も込められている。

² 公共交通機関への乗車の際、整然と並ぶことが結果的には一番効率的に乗車できる、と言われるのはその例である。乗車の安全と円滑さは、順番を守る (=これをルール遵守行為の一例と捉えてみよう) ことによってこそ保障される。特定の個人にとっても乗客全体にとっても、このことは妥当する。

観の背景にあるものを探求し、ルールにまつわる諸問題の一断面を描き出そうと試みる(IIとIII)。更には、学生が良く上げるスポーツルールを子どもの遊びのルールと比較した上で(IV)、最後に簡単なまとめを述べる(V)。ただ、論述がメモ書き程度にとどまっていることを予めお断りしておかなければならない。「研究ノート」とした所以である。

ところで、法体系を異なった種類のルールの集積と捉える立場は、H.L=A. Hart³を持ち出すまでもなく、法を総体として把握するときの有力説の一つである。ハート理論の中では二次的ルールが多くの論者の関心を引いているが、彼が一次的と呼ぶ、行為への指図としてのルールが法体系や社会的人間関係を説明するうえで有用なのは、言うまでもない。加えて、ルールを内的に引き受ける規範的観点も、ルールの不可欠な要素である⁴。

法学入門では、ルールという語よりは規範という表現が好まれ、その一つとして組織規範を位置づける考えもある⁵。しかし、以下では専ら行為規範としての一次的ルールを念頭に置くことにしよう。

II ルールの例と赤信号の関係

II-1 ルールの身近な例としての赤信号

³ H.L=A. Hart, *A Concept of Law*, Oxford, 1970. 矢崎光圀他訳『法の概念』(みすず書房, 1980年)

⁴ ルールという概念を基軸にして、法ばかりではなく社会関係にも様々なアプローチできる。例えば、J. サールによる統制的ルールと構成的ルールの区別、あるいはJ. ロールズの要約的見解と実践的見解の区別。それぞれが、ルール概念を対象としながらも、議論の文脈は異なる。河村賢『「ルールに従うこと」はいかにして記述されるか—サールの外在的記述と初期ロールズの内在的記述の差異について—』『現代社会学理論研究』7号、80-93頁参照。

⁵ 組織運営に携わったことのない人が、組織の責任者になる場合、往々にしてその運営にスムーズさを欠くことがある。私自身の体験を持ち出すならば、地域町内会やPTAの運営はその典型例である。いずれも、当該組織が個人の思惑を超えた公的機関であるということ、組織規範によってはじめて成立するということが、それ故に組織規範に沿って運営されるべきであるということが、責任者によってはしばしば無視される。

では、学生諸君にとって何がルールの典型例として思い浮かぶのだろうか。ルールという言葉やその形式の定義はさておき、彼らにルールの具体例を挙げるよう求めると、まず返ってくるのは交通ルールである。しかも、その代表例は赤信号である。この反応は何を示唆するのだろうか。

第一に、これは不思議な反応なのではない。普段の生活で人がどこかに移動しようとするならば、道路を利用するほかない。原野や山林の中ならいざ知らず、どれほど交通量が少なくても、信号のない道路はほほない。日常の外出行為の中で何よりも意識するのは、誰もが共用する「道」であり、それを利用している圧倒的多数の人が従っている行動準則なのである。同時に「道」は、人が寛いだ家庭から外に出て、不特定の他人との関わりへと身を置く最初の空間である。そこで出会う行人や自動車運転手は、「道」という空間を共用している他者の存在一般の最も身近な例である。見知らぬ他者との関わりが自覚され緊張感に満ちた空間である「道」でこそ、ルールの存在が際立って浮かび上がる⁶。

第二に、それが「ルール」というカタカナ語で表現されるならば、何かしら堅苦しい人為的創出物として受け取られるように感じられる。学校で横断歩道の渡り方などを教えられ、日々実行している経験が、交通ルールの一部を学生の意識と身体に染みこませ、殊更に規範として意識させなくしている。それだけにルールという表現は、自明視され受肉された規範に被せられる、どこか身の丈に合わない衣のように感じられているようにも

⁶ 見知った人と道で出会うとき、ルールはほぼ意識されない。友人同士やご近所付き合いの作法が踏襲されるだけである。これに対し赤信号に代表される交通ルールは、それを利用する人相互を匿名化し「赤の他人」のままにしておくことを許容する。

一方、外出と同様に日常生活の中で頻繁に繰り返されている「買い物」について、改めてルールの存在を意識することはほぼ皆無であるように見える。実際、買い物に関して、貨幣についての人為的取り決めとか、売買契約成立などという説明を加えることは、スムーズな日常生活に奇妙な説明法を挿入し、一種の違和感を抱かせさえする。その理由の一つは、買い物が自らの行為によってのみ始まるのに対し、道路の使用法はそのような自発的選択を最初から許容せず、専ら利用者を規制する、と捉えられるからだろう。

見える⁷。

第三に、許容を示す青信号ではなく禁止を表示する赤信号がまずは念頭に浮かぶということも、興味深い。ルールという語は何よりも自らの行動の自由を制御し、ひいては他者の行為も同様に規制し、場合によっては違反行為に対する制裁を可能にする何ものかとして観念されている。許容は典型的ルールとみなされない。なぜなら、青信号で横断歩道を渡るか渡らないかは各人の恣意に委ねられており、強制や制裁の観念とは無縁であると考えられているからである。

以上のような反応を理解するためには、どんな文脈で「赤信号で止まる」という言明がなされるのかを考えることが役立つかもしれない。授業の一環としてルール観念を意識化させるという教員の意図の下に、一定の質問がなされている。彼らが抱く漠然としたルール観念とその具体例は、自己の日常生活を振り返り、その折々に顔を出す「ルール」という一種の異物を意識することの中から浮かび上がる。反省の中で表面化するのは、滑らかに展開する日常の行為がどこかで切断され停止を余儀なくされるという事態である。そこにこそ、ルール観念は結びつく。すなわち、最初に浮上するのは自らの行動に規制をかける状況であり、その典型例が赤信号なのである。

II-2 視覚情報としての赤、そしてピクトグラム

信号とくに赤信号をルールの例として出す学生の意識に更に深く視線を向けてみると、次のことを指摘できる。

① 道路交通ルールの象徴としての信号

信号は、道路交通という場面でのルールの象徴若しくはルールそのものとして把握されているように見える。道路利用者に対し、文による理解を

⁷ このことが、学生諸君をして、ルールという言葉による説明自体の有用性に疑義を抱かせるようである。

促すのではなく、信号の形と色とが直観的に人々の行動を一定方向へと促していく。わが国には漢字があり、その一字をもってして規範全体を示すという、信号に似た機能を果たすこともある。これに対し信号に見られる単純な色と形は、人の認識と行動にヨリ直観的且つ効果的に訴えかける。

②道路交通の善を示す信号

ルールの更に向こうにあるものを赤信号が示している、と解することも可能かもしれない。ルールが示しその遵守によって実現しようとしている事態を安全な交通状態そのものと言うことができるならば、赤信号はその望ましい状態を直観的に把握させる媒体なのである。視覚情報として単純化された色彩と形⁸は、すべての人が安全に且つ加害や被害の心配なく道路を利用することのできる「道路利用に関する善」を指示しているのである。

③ピクトグラムへの拡大

信号以外にも目を向けるならば、道路をはじめとする公共空間の至る所に見いだされる各種ピクトグラムも、ルールの例として引き合いに出される可能性が高い。実際、歩道者向けの信号を含めた道路情報に加え、駅舎や空港等には色彩をもったピクトグラムがあふれている。多くのピクトグラムは、場所情報を圧縮した図であると同時に、単なる情報を超えた規範的意義も持つ。例えば、トイレの性別を示す図には、用事を済ませる場所の提示と共に、自らの性と異なる場所での利用禁止という規範が同時に含意されている⁹。場所情報と同時に、その場所だけに許容される行為と禁止される行為とが、少なくとも中核的な場合に関して教示されているのであ

⁸ 猛烈な速度を伴う車の運転手にとっては、信号が円であることは認知と判断とにすぐ結びつくという大きな実際の意味を持つだろう。歩行者用ピクトグラムとは異なっているのである。

尚、視覚障害者にとっては赤信号よりも青信号時のメロディーの方が効果的である。本稿では、視覚障害者のことは脇に置く。

⁹ 性自認が社会的性区別と一致しない人の存在が、公衆トイレを示すピクトグラムとの関連で少なくない混乱を引き起こしていることは、近時の話題の一つである。

る。こうしてみると、ピクトグラムは特に場所に焦点を当て、一定の行動を視覚的に指図する図形なのであろう。

④条件反射としての、赤信号と停止行為？

以上の行論に対し、学生諸君がルールの例として挙げる信号と行動規制の関係はルールの規範性と無関係である、との指摘がありうるかもしれない。というのも、信号はあくまで人工的な約束事を視覚的に表示する工作物であるばかりではなく、それが象徴するルール内容も「通行可」ないし「通行不可」という一義的で明確なものだからである。パブロフの犬に似て、信号は特定のポイント付与（＝通行可ないし通行不可）と直接に結びついている。信号への反応は、ルールの圧縮形への規範的対応というよりはむしろ、記号と実際行動との直接的・反射的関連性の問題と捉えることができる。学生諸君は幼少時からこの条件的行動を教え込まれ、その結果いつのまにか信号に対し反射的行動が伴うようになってきた。それ故、赤信号で止まることは単なる条件反射的事実以上の意味を含まないし、赤信号がルールを圧縮して表示していると理解される必要はない、というのである。

しかし、この指摘に対しては、赤信号には依然として規範的意義がある、と反論できる。赤信号と停止の間に確認できるのは、パブロフの犬のような一対一の条件的・反射的対応関係ではない。むしろ赤信号の場合には、上述の道路利用についての善という捉え方からの遠隔的影響もうけつつ、同時に違反行為への非難という規範的要素が不可避的に加わっている。確かに、信号違反行為への当初の反応は当該行為の危険性という事実に関わる。「危ない！」と叫ぶのである。しかし、それが同時に「赤信号では発進するな！」といった非難を伴う。信号の色と道利用の行動との関係性をその発生的次元から見れば、なるほど幼少時からの双方の結び付けに帰着しそうである。しかし、このような具体的状況での記号と行動との結び付けは、言語習得過程と変わらない。言語習得は、同時に「正しい」言

語使用法についての規範的意識を形成する。同様に、信号もまた社会生活上の長い経験を経て、規範性を付着させ強化させるのである。

II-3 ルールの表現法に見られる事実と規範の融合

では、信号が示すルールはどのように言語表現されるのかと更に問うならば、「赤信号では止まる」という答えにとどまることが多い。主語は明示されなくても当然のように「私」であると前提されており、「止まるべきである」との当為表現はたいてい「止まる」という表現に尽きている¹⁰。「赤信号」という言葉がルール構成要素の一つとして把握されているならば、当該ルールの意味理解は「赤信号で止まっている」という自他の行為の記述と同義である。

つまり、「赤信号では止まる」という表現によって、ルールの定式化は尽きており、自他のルール遵守行為との明確な区別もない。「赤信号で止まるべきである」という規範的意味は自明視されており、ルール定式の中にあえて表現されるまでもない。力点はむしろ、まずは「だから、私は赤信号で止まっている。」という自己の行為についての記述的言明にある。その言明には更に、「すべての人が赤信号で止まっている」というように、主語が普遍化される可能性も含まれている。

この事態を、私が接する学生諸君の規範意識や言語表現力が未熟な段階にとどまっている、と評価できなくはない。ルールを明確に文章化しようと試みるときには、一方でルール自体を定式化し、他方でそのルール適用として実際の行為を論じるように、2つの異なった次元を分けることが可能だからである。実際、私の講義ではそのような方向へと学生を導こうとしている。しかし、横断歩道での学生たちの行動を制御するには、このような表現でルール理解が十分に示されているとも言えそうである¹¹。この

¹⁰ 表現形式に規範としての性質付けを厳格に求めること自体、既に一般常識から外れているのかもしれない。

¹¹ 実際、法典の条文を読んでも、あたかも自然的事象を記述しているかのように

場合のルール表現は、ルールそのものを明確に示すというよりもむしろ、一事実と規範とを分離する考えからすれば、その適用と解される一私（や私達）の行動ないし状態の記述と一体化する。

この事態を一般論に結び付けてみよう。そもそも「事実」を言明する事態には必ず一定の実践的文脈があり、文脈構成要素の中に「事実」とそれへの「価値」づけが含まれている。例えば、「そこに財布が落ちている」という事実に気づくことは、一仮にそのセリフを口に出さなくても一「落とし主を探すか、又は警察にその財布を届けるべきである」という規範を同時に意識に上らせ、たいていの場合には当該規範に沿った「私の」実際の行動を促す。その結果としての行為を表現するときには、例えば「道に落ちていた財布を警察に届ける」といった表現になる。ちょうど、「赤信号で止まる」と述べるときと同次元での言語表現である。ここには、規範遵守行為を記述し誰かに対して述べることと、その規範を（再）発見ないし（再）確認することとの区別を不要にする実践的言語表現の次元がある。且つ、その規範名宛人とはたいてい、外ならぬ当の事実認識を述べる「私」なのである。

事実と規範が、各々異なった助動詞によって表現されるべきであり、論理的に異なった次元にあるとの要請と認識は、広く受け入れられるだろう。しかし、学生の反応の中にはこのような一定の論理に根差した二元論的峻別の手前で、自他の行為の記述が同時に規範的意味を含んでいるような、意識と言語表現とがある。確かにこの次元に止まる限り、ルールそれ

読める助動詞が使われている例は多い。特に刑法の各則は「…処する。」と表記される。それ故、①「被告人は…処されることを甘受しなければならない。」とも解しうるし、②「裁判官は、…処さなければならない。」という風にも解しうる。③はたまた、構成要件充足事実と刑罰との間の事実的因果関係又はその蓋然性を記述しているかのようでもある。他方で、行政法上の法律では明確に、「…しなければならない。」とか「…することができる。」更には、「…するものとする。」といった表現が使われる傾向にある。例えば配偶者暴力防止法6条2項に見られるような、児童・高齢者・障害者・配偶者を対象とする一連の虐待防止法上の「通告義務」を参照。

自体とその適用という区別は必ずしも明確にならない。更に言えば本次元に至るには、「そこに財布が落ちている」と気づき、述べ、実践的行為を促すのと同様、赤信号を認知し、それまでの歩行との関連を意識し、周りの通行人の行動を観察するような一連の行為が先行しているのである。学生が述べるルール表現を理解するには論理的分析だけでは足りず、それが置かれている時間的・空間的な実践的状况を考慮に入れた視野が必要となるのだろう。

II-4 ルールの多様な定式化と、意味論的又は実践的「意味」

ところで、ルールの言語表現へと視線を転じてみるならば、「赤信号では止まる」という表現をどのように「正確な」ルールへと変換すべきかは、少なからず厄介な問いである。運転手であれ歩行者であれ、赤信号のときには停止線の手前で止まっていなければならないことを、我々は良く知っている¹²。ところが、赤信号に象徴されるルールの通常の言語表現は、条文上の文言と一致していない¹³。道路交通法7条（信号機の信号等に従う義務）と道路交通法施行令第2条（信号の意味等）を参照にして初めて、例えば「赤信号では止まらなければならない」といった表現が可能となる。

他方で、赤信号を前にして実際の行動を制御するとき、法令上の文言が念頭に浮かばなくても人は実際に交通ルールに従っている。そうすると、当の事態を実現するためのルール表現は複数ありうる、と言ってよい。そこで例えば、「歩行者であれ運転手であれ、道路を利用する人は、仕事や

¹² 中村元によると、日本人は「視覚情報に頼ることを好む」（同『往生要集を読む』講談社学術文庫、2013年、147頁）のであり、「単純な象徴にたよることを愛好する傾向」（同200頁）をもつ。その通りだとすれば、信号はまさにその通例である。

¹³ 道路交通法第7条は「道路を通行する歩行者等又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。」とのみ規定し、赤信号他の信号の意味は、同法施行令で初めて具体的に言及される。このように、法律上の条文の文言は些か特殊であり、社会生活上人々が理解している文とは使用している語も文の形式も異なっている。

勉強や恋愛に悩んでいたとしても、信号機が設置されている場所に至り赤信号であることを認識したときには、停止線の前で必ず止まらなければならない。停止しているときには、他の人の迷惑にならない限り、歌ったり踊っても構わない。」という形に表現し直してみよう。道路利用者の類型的状況や仮想的行為を念頭に置いた苦心の末の定式化であったとしても、それが学生諸君にとって有意味な表現法になっているとは限らない。むしろ、かえって煩雑で複雑な表現と受けとられ、一読して意味を理解し行動に移すことが困難になるような予感さえ抱かせる。余計なことが書かれているのである。例とは逆に、必要なことが表現されていない場合もありうる。

このことを一般化できるとすれば、ルール定式化にとって重要なのは、それに従って行動を制御する人々にとってどのような表現形態が最も理解しやすく行動へと転換しやすいのか、ということになる。これを、「規範名宛人との実践的関連性」と呼んでもよい。その関連性に応じて、ルールに採用される言葉の選択、その難易度、抽象度、射程範囲、状況の選択等は変化する。道路交通に関する法令上の表現は、専ら行政官や法律専門家を名宛人として想定しており、法令全体の体系的位置づけや用語法の統一性、そして時には立法者の意思等を考慮してこそ意味を持つ。

以上の考察は更に、ルールの定式と、ルール内の語や文の「意味」ないし「意義」との関係についていくつかのことを考えさせられる¹⁴。

一つは、複数のルール表現がそれぞれ独自の意味を有している、との考えがありうる。上述の「赤信号で止まる」事態を表現するルール定式にいくつかの可能性があるとき、相互に似たような複数の定式を、仮にA1, A2, A3と表してみよう。各々が少しずつ違っているが、しかし、すべて

¹⁴ ここでは、フレーゲによる意義 *Sinn* と意味 *Bedeutung* の区別を、一念頭に置いてはいる。但し、本稿での問題次元は、規範的言明における意味である。G. フレーゲ「意義と意味について」、フレーゲ／藤村龍雄訳『フレーゲ哲学論集』（岩波書店、1970年）33-64頁参照。

がAを共有する限りで、複数の定式相互におおよその近似性は保障されている。ここでの近似性は、各意義の広狭や揺らぎ更には曖昧さを許容する。厳格に同一の意味を語りえないとしても¹⁵、おおよそのところで互いの思念する意義が一定程度重複するならば、相互了解は成立しうる。しかし他方で、1や2、そして3に着目する限りで互いに異なった意味を持っているのである。

二つは、複数の定式がそれぞれに独自の意義を持つことに注目するのではなく、それらが同一の意味を異なって表現しているにすぎない、と見ようとする。そうでなければ、人々の行為に対する誘導や評価は不可能になってしまう、と考えるのである。複数の定式それぞれが持つ意義の向こうに、それぞれが指し示そうとする共通の規範的意味の核心がある。それを仮にXと表示するならば、X無くして複数の定式自体が不可能となるだろうし、それらの適否も判断できなくなるだろう。それ故に、法令上の堅苦しく体系的に配列されている条文を統合して、例えば「赤信号では止まらなければならない」という定式を「法的」ルールとして理解することも可能となる。「赤信号では止まらなければならない」という形で表された文は、複数の法令の論理的関係を考慮に入れた解釈の所産である。しかし、日常生活ばかりか大学での講義にあってもこの定式は十分「法的」ルールとして通用する。いやむしろ、我々が一次的ルールとして理解しているルールの定式とは、法令上の表現を解釈して抽出された、行為への実践的有用性に最も資するもの、と言うべきなのだろう。その際の行為者は行政官や法律家ではなく、学生をも含め一般的に想定される社会人である。

第三に、上記二つの可能性を検討することがそれほど有益な議論ではないとする考えもありうる。複数の表現がそれぞれ独自の意義を持つと考えるか、それとももっと彼方にXを想定して意味を論じるかは、実際のルー

¹⁵ いや、抑々「厳格に同一の意味」なるものをどのようにして確証できるのかが、不明である。それ故に、本文第三の提案のように、ルール適用行為という実践的次元へと文の意味を還元する試みも出てきた。

ル遵守行為を促す効果という点からみれば大きな違いをもたない。ルールの意味を実践的行為への誘導という観点からだけ捉えるならば、どちらであろうと赤信号で人々が停止していればそれでよい。赤信号の例にあって、細かな解釈を必要とする限界事例は想定しにくいのである。

さしあたり三つの可能性を考えてみたが、私自身は第二の説明法に魅力を感じる。第三の、実践的行為の事実だけを重視する見解は、その規範的裏付けを説明できない。他方、確かに第一の考えのように、各々の定式に独自の意義があるという想定は十分ありうる。しかし、その彼方に望ましい規範的事態の X を想定する方が、それぞれの実践的文脈に応じてルール表現を変更する可能性に対して開かれている。同時に、ルール解釈という次なる段階を念頭に置くと、解釈を一種の発見と理解する考えと調和する。ただ、X は、あくまで発見を待っている規範的意味として各ルール定式の彼方に想定されている。

II-5 危険防止や危険回避としての交通ルール

前節では、ルールの定式化をルール表現法という点から見た。ルールの持つ規範性を度外視したわけではないが、むしろ、ルールを示す文全体又はその構成要素としての語の意味が主な問いだった。

そこで今度は、交通ルールを「私の行為制御」の例として理解し、ルール遵守行為の理由つまりその規範性へと視線を向けてみよう。そうすると、当該ルールが誰から発せられたのか、つまりルール定立権限のありかや権威性などは、そもそも問いとして学生の意識に現れない。そうではなく、「道」を利用するときの安全を確保したいからという理由が最大のルール遵守根拠だと考えられている。赤信号であるにも拘らず突進してくる車に遭遇したときに感じ反応するのは、自他の生命や身体への危険である。そもそも「道」は利便性を高める半面、危険性に満ちている¹⁶。それだけに、

¹⁶ 道路利用に関しては、「許された危険の法理」という概念もある。

道路利用時に自らに危険が及ぶときには何よりもそれを回避しようと心身が反応する。若干遅れて、例えば危険な運転をする人への非難の感情がわく。その時には何よりも「私の生命への危険創出行為」として交通ルール違反行為が捉えられる。最初に思い浮かぶのは、必ずしも「交通ルール違反」ではない。自己の利益侵害の危険なのである。

これまた不思議なことではない。刑法典の条文配列はそれが守ろうとする法益を基準とする。従って、条文の体系化のために利用される尺度は専ら、条文によってその侵害を防ごうとする利益（＝法益）である、とされる¹⁷。道路交通法上のルールも同様に解釈される。歩行者は自動車等比べて弱者である。学生諸君が何よりも道路を歩行者として利用するときの利益侵害の可能性排除（＝安全の確保）に関心を寄せ、交通ルールを専らそのような視点から理解するのも頷ける。

他方、自動車運転手にとっても交通ルールは主として自分の生命・身体の保全という目的との関連で理解されている。例えば、信号機のない交差点に進入しようとするとき、前方・左右からも車が侵入しようとするならば、互いが顔を見合わせて個別的対応を取るか¹⁸、又は次のような暗黙のルールに従う。即ち、①交差点に早く到達した車が優先的に交差点に進入できる。②左右・前後に交互に行きかう。③仮に自転車や歩行者がいる場合には、彼らが優先される。いずれもそれまでの運転経験に根差した暗黙のルールであり、同時に、信号機のない交差点での通行法¹⁹だけに限定されない特徴を持つ。そうすることで、できる限り早く目的地に到着したい

¹⁷ 近時の法益論として、嘉門優『法益論—刑法における意義と役割—』（成文堂、2019年）参照。

¹⁸ このときには、ルールの持つ匿名化が一部失われる。

¹⁹ 道路交通法 36 条 4 項の表現はかなり曖昧である。「車両等は、一交通整理の行なわれていない（＝同条 1 項の文言を陶久が補った。）一交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。」（下線強調は、陶久）

人が我先にと交差点に侵入することがもたらす危険を防ぐことができる。同時に、ありうる混乱を回避して結果的にスムーズに交差点が利用されることを可能にする。基本にあるのは、そうすることによってこそ、互いの安全という運転手にとって最大の利益が確保され、同時に道路利用の利便性が促進されるということである²⁰。

このように、交通ルールは、歩行者であれ運転手であれ専ら自らの安全という利益にことよせて理解されているように見える。その意味では、極めて功利的な考えに基づいている。その例証として、横断歩道を渡ろうとして待っている歩行者がいても、その手前で停車し歩行者を優先させる自動車運転手が極めて少ないことを上げることができる²¹。というのも、歩行者優先ルールは、運転手自らの安全に大きな影響を与えないからである、と推測できる。「思いやり運転」のスローガンが示唆していることは複数あるが²²、交通強者は交通弱者への想像力をあまり働かせないように見える²³。

²⁰ 信号機のない交差点は、一種の自然状態と言えなくもない。しかし、道路があり自動車が普及している今日では、早く目的地に到着したいという欲求だけを前面に出し、他者を押しつける交差点利用は見られないし、想定しがたい。理論上の仮説的自然状態とは異なっているというべきなのだろう。

²¹ 道路交通法 38 条の 2 参照。

²² 道路は人工的に作り出されたのだから、その利用法は一種の約束に基づいて決められるしかない。この人為性は、その上で成立する関係性の中に何か核となるものをすぐには生成させない。人為的約束事はそれを強制する機関に抗いがたい権威があるか、又はその約束自体に合理性がある場合を除けば、定着までに一定の時間を要する。とはいえ、道はおよそ人の活動がある限りおのずと出来上がっていくという面も持つ。けもの道はその代表例である。道の成立は人々をしてその利用法を同時に作成させる。今日、交通安全運動でよく強調される「思いやり運転」という法外的要素は、一方でこのような原初的道利用法を想起させ、他方で道利用以外の場所で通用する道徳一般との接続を強調する。この標語は交通ルール軽視というよりはむしろ、この種のルールが持つ人為性を広く一般的な人間関係の中で要求される徳目に連続させようとする苦心の現れ、と解しうる。そのような試みが仮に成功するならば、一楽観的ではあるものの一思いやりや慈しみが発揮される一例として道路交通事情が理解されるようになるかもしれない。

²³ この功利的思考が、ルール展開にあっては目的論的思考へと形を変える。何かの目的に資するように、ルール内の言葉が解釈されるのである。この点についての検討は、別の機会を待ちたい。

III スポーツのルール

III-1 スポーツと、その危険性を制御するルール

交通ルールと同様に、スポーツのルールもよくルールの具体例として挙げられる。交通ルールが日常生活の不可欠の一部になっているのに対し、スポーツ競技もまた魅力的娯楽として日常生活に組み込まれているからなのだろう。プロ化した競技はほぼ毎日その結果が報じられ、人々の交流に柔らかな雰囲気醸し出す一部になる（但し、暴徒化するファンは除く）。観戦とひいきのチームへの応援は、見知らぬファン同士を瞬時に一種の共同体に結び付け、熱気の渦の中へと投げ込む。普段の生活のストレスを発散させるよい機会でもある。スポーツ全般ではなく何よりも勝敗を決するゲームにこそ学生は、ルールの例をかき取るのである。人生が競争によってのみ支配されているとは限らないが、経済的評価が勝者に有利であることを予感する以上、学生は社会の縮図をスポーツに見、人生訓を得ようとするようである。同時に、暴走しがちな衝動を内に秘めつつ勝敗を争う競争が、双方に共通の公平な土台の上に平和裡に展開されることを期待し、その保障としてルールという観念に頼る。交通ルールが主としてもつ危険回避という直接的で実利的な側面に似て、スポーツのルールも競技者相互の、時には生死を賭けた危険な衝突を回避し、平和な勝負事に変換しているのである。

この種のルールもまた交通ルール同様に人為的に作成され、頻繁に改定される。それを一因とするのか、その定式化は交通ルール以上に難しい。特定のスポーツに親しまない人が多数いるからだけではない。交通ルールとは違った性質も持っているからである。交通ルールは、それを遵守しなければ自らを生命の危機に瀕する状態に置く可能性を常に伴う。例えば、車の往來が頻繁な交差点で歩行者用信号が赤であるときに横断歩道を渡ろうとする行為は、自殺行為に等しい。ルール遵守は生存の保持という基本

的価値に関わっている。これに対しスポーツのルールは、生命や身体への危害を不可避免的に含む競技に関し、危害を制御し得点を得る妙技を競うために作成された人為的約束事である²⁴。実際、近代スポーツにしても古武道にしても、競技者は常に生存の危機と隣り合わせである。その緊張感が競技や観戦へと人々を引き付ける。

その中でも例えばサッカーのような世界的規模で普及しているスポーツに関しては、国際的組織が全世界で統一されたサッカーゲームのルールを作っている。交通ルールとは異なり、一部は自然発生的に生じた遊びに人為的ルールを積み重ね、勝敗を決するゲームを設定する。Homo ludensとしての人間は、幼少期より各種の遊びに興じてはいるが、プロ化しているゲームに参加しているとは限らない。

では、特にプロ化したゲームのルールについて、プレーヤーはどの程度詳しく知っているのだろうか。そして、彼らの行為そのものはルールとどのような関係にあるのだろうか。このような問いを立てるならば、プレーヤーが競技ルールを隅から隅まで知っているとは限らない、というほかないように思われる。プレーヤーとしての価値を高めようとする人は、ルール知識の増加をめざすのではない。そうではなく、ルールによって成立するゲームの中で勝つための技量を磨くのである。速く走ったり、ボールを自在に支配したり、瞬時の対応を可能にするための心身の鍛錬が、プレーヤーとして求められる主要な技量である。もし、勝敗を左右する行為の判断に迷いが出た場合には、審判の判断に従えばよいのであり²⁵、プレーヤーにできることは審判に自らの優位性を主張することだけである。この点

²⁴ 全く同じではないが、似たような集団行動として「祭り」を比較対象にすることもできる。祭りは、神事として発生しやがて一部は世俗の娯楽としての性質を持ちながら発展する。しかし、いわゆる近代スポーツと同じ土俵には立たない。地域相互や参加者同士の勝敗を競う要素も含まれてくるが、主たる機能は何よりも神に清浄な心身を捧げ、神への奉仕行為を媒介として参加者らを浄化し、関係者相互の結びつきを強めることにある。

²⁵ 審判は、赤信号とは違って事前に行為を規制するのではないが、赤信号同様の仕草を通じてプレーヤーの行為の後に、そのルール適合性を判定する。

は、道路交通のルールをすべて承知していなくても、ごく核心的なルールを理解しておきさえすれば道路利用に何ら問題がない、という事情と変わらない²⁶。

III-2 観客の存在

では、スポーツにどんなルールがあるのかと学生に聞くと、返ってくる答えの特徴は赤信号の場合と大同小異である。場合によっては「オフサイド」という単語だけが返ってくる。学生諸君は、その定義を求められてようやくその定式化を改めて考えだすことが多い。赤信号の例と異なるのは、すぐ思いつくスポーツのルールが当該競技に付随する得失点に専ら関係しているということである。その後によく、各種カードを切られる反則行為のルールがくる。この点は、勝敗を主たる関心事とするプロスポーツの特徴と関連しているのだろう。反則行為もまた、間接的には得失点の行方に結び付いている。

ところで、「オフサイド」という答えにまつわるその後の展開と特徴は、赤信号の例で指摘したことと変わらない。しかし、これまた繰り返しになるが、学生にとってはその程度の「ルール」理解で十分なのである。ここには、学生が専ら観客としてスポーツを楽しむという状況が反映されている。そこで、観客という視点からスポーツルールを眺めてみることにしよう。

²⁶ 代表的スポーツ団体が公にしているルール集を見よう（2023年10月15日閲覧）。すべて競技を規律するための規則である。テニスについては、<https://www.itftennis.com/media/7221/2023-rules-of-tennis-english.pdf>（全31条、附則条項11条）

サッカーについては

https://www.jfa.jp/laws/soccer/2022_23/（全17条。但し、各条に詳しい項がある。）

野球については、MLBの公式ルール集を参考にした。NLBのルール集は、これを日本語に翻訳し、日本独自の事情を追加している。

<https://img.mlbstatic.com/mlb-images/image/upload/mlb/wqn5ah4c3qtiwvx3jatm.pdf>

観客は、競技者に当てはまる競技規則を自ら遵守するわけではない。交通ルールとは違って、誰もがスポーツ大会に出場するわけではない。ごく限られた人だけが大会に出場し、当該スポーツルールを体現する人として競技をする²⁷。その競技を観戦している人たちは、当該スポーツのルールを「一定程度」知っており、その制限内で勝ち負けを競うプレイヤーの妙技を楽しむ。いや、単に知っているだけではない。およそ、その競技が成立するためにはルールの存在が不可欠であることを観客は十分に承知しており、ルールを遵守したうえでゲームが進行することを当然視している。

そのようにして観客は常に潜在的に、得失点に一喜一憂し、ごくまれに生じる違反行為に対して大きな非難を浴びせる用意をしている。勝敗を競うから、時には味方の反則には甘く、敵のそれには厳しいという二面的態度を取ることがあるかもしれない。しかし観客は、それでも競技を成立させているルールの基本に沿って、時にはルール違反すれすれの境界線上のプレーを許容しながらも、創造性あふれ規律の取れたプレーを評価する²⁸。

観客が自明視しているルールには、少なくとも二種類がある。一つは、当該競技団体が制定権を有し、ゲームを可能にするよう制定され、折々に修正される公式ルール集である。観客は専ら得点に直接²⁹ 又は間接³⁰ に関

²⁷ ここで、プレイヤーが「ルールを遵守する」と表現しなかったのは、勝敗が自身の生活に密接に関連しているプロスポーツにあっては、勝つためにルールを意図的に破ることもあり得ないわけではないからである。その意味では、スポーツルールは「一応の」土俵設定に留まる。

²⁸ その一方で観客は、競技のもたらす暴力性の顕現を期待する傾向も持っている。ボクシングや相撲はその最たるものだろう。競技者の頻繁な負傷を心配し、稀な死亡に心痛めながら、それを楽しむ残虐性も観客は持つ。自らが競技者にならない安全地帯にいるという気持ちは、ルールの直接的適用を受けないという立場からもたらされる。その距離感がかえってルールの厳守を求め、その存在を保障する機能も果たす。

²⁹ 例えば、サッカーにおいてはボールがネット内に入ること。JFA サッカー競技規則 2023/2024、10 条 1。

³⁰ 例えば、サッカーにおけるハンド。同規則 12 条 1。注 30 同様、以下のサイト参照（2023 年 10 月 22 日閲覧）

https://www.jfa.jp/laws/soccer/2023_24/#014

わるルールに照らしながら、勝利をめざす競技の展開を楽しむ。観客はルールのすべてを承知しているわけではないが³¹、それが全世界的に通用することは承知している。本稿でルール観念というときに主に念頭に置いているのは、こちらである。

もう一つは、そもそもゲーム一般に通用する競技者に関わるルールである。それは自らの道德観や信念と一部重複し、プレーを評価する視点を提供する。観客は正々堂々としたプレーを求め、ルール集に記載されていなくてもプレーヤーならば当然守るべき行為のルールを再確認し、その遵守行為を称賛し、違反行為を激しく非難する。この種の違反行為はゲームそれ自体を破壊する行為であり、勝敗を論じる手前の規範逸脱行為とされる。意図的に相手を傷つけるような行為はその典型例であるが³²、他の道德観念同様、地域や年代などに応じて多かれ少なかれ違いを許容せざるをえない³³。ここでは、〈敵／味方〉の区分が意味を持たず、双方がヨリ高次の存在へと競技の妙を捧げるのである。

このように観客は、例えばロシアの法律を研究する日本人とは違い、ルールに対する純然たる外部観察者なのではない。かといって、プレーヤーとも違って、当該スポーツルールを内面化しルール遵守又は違反行為をしているわけでもない。更には、審判とも違い、ルール全体を理解しゲームの裁定を担うわけでもない。どこか中間的で、一種鵠的な立場にある。観客は、一方では主にプレーヤーに自らの心身を同調させて疑似プレーを

³¹ そのため、例えばラグビーの試合中継にあっては副音声でルール説明がなされることもある。

³² 交通ルールにあっての、「おもいやり」と似たような位置づけが、後者の、人としてのプレーヤー行為規範に示される。ただ、競技では対戦相手との関わりがもっと前面に出てくるから、他者とどのように接するかという行為規範との接続面が交通ルールよりはるかに強い。何よりフェアプレーという指標は、交通ルールに馴染まない。

³³ ゲームの勝敗がこの世での社会的・経済的利益と直結するならば、勝つために手段を択ばないプレーヤーやチームが出現しても不思議ではない。しかし他方で、試合を通して現れる選手の努力、奉仕、相手への敬意、公平さ、正々堂々とした態度等は、プレーへの評価を決するもう一つの重要な指標である。

し、専ら実際のプレーヤーの妙技に感嘆したり、非難を浴びせる。他方ではルール適用者としての審判に内的に関与し、いわば潜在的審判として双方のルール適用行為に対して自覚的に批判的立場を取ろうとする。プレーヤーへの心身の重複が優先するとはいえ、プレーヤーと審判双方の立場に一部身を置きうるといふ観客の独特の地位は、ゲームを盛り上げ、同時にその公平性を担保する。

観客はゲームを構成する重要な参加者である。それだけに、ゲーム団体や各地域の競技団体への制裁の一つとして無観客試合がある。それはちょうど、録画によって不特定多数の人がゲームを間接的に見るのと同様、その時その場所での一回性の中で実現されるゲームという臨場性を失っている。

IV 子どもの遊びとルール

以上2つの例が人為的ルールという特徴を共有している一方で、自然発生的ルールらしいものも我々の身近にある。そこには競争がないように見えるし組織化もされていないから、観客も審判もない。プロ化していないから、経済や社会的地位とも無縁である。子どもの遊びをその例として挙げることができる。但し学生は、子ども時代の遊びにルールが存在することをほとんど意識していない。そのことは、彼らの思いつく例が専ら公共空間での危険回避ルールであったり、危険で刺激的なスポーツルールであることから、容易に理解できる。それでも、子どもの遊びに単純な形態のルールが存在していると考えられる³⁴。遊びは人の成長過程にあって極めて重要な意味を持っているだけでなく、そこにヨリ洗練されたルール形成の原型を見ることもできる。特にスポーツルールとの対比を念頭に置き、その特徴を検討しよう³⁵。

³⁴ 以下の本文で検討する子どもの遊びには私の経験が反映されているから、地域性と時代による制約があることは否めない。

³⁵ 発達心理学では、幼児がどのようにしてルール観念や規範意識を獲得するのか

①参加者数

子どもの遊びの場合、参加者はたいてい少人数である。従って一人一人の意思を確認することが比較的容易である。プレーヤー自身の合意を得ることもさほど難しくない。もちろん逆にすぐに分裂してしまう可能性もある。遊びたいという共通の意欲が合意形成の前提条件である³⁶。

半面、ルールの整備は進んでいないので、例えば缶蹴りに参加する子どもは、どんな風に遊びに参加すればいいのか、良く分からない。ただ、他の子と一緒に遊びたいだけである。模範となるのは、せいぜい年長者による折々の行為の提示か、又は遊びの骨格を成す基本的なルールである。

②ルールが現れる場面

子どもの遊びの場合、ゲームの進行それ自体にいちいちルールが引き合いに出されるわけではない。むしろ、ルール違反行為があったと判断されるようなときに初めて「誰それちゃんずるい！」といった形でルールがより具体的にされる。あるいはむしろ、その時初めて骨格の基本ルール以外のルールが意識され、発見され、あるいは創造される。具体的行為の是非を判断するときの基準として、ルールが援用されるのである。だが、具体的場面への適用に関して争いが生じたときにそれを解決する特定の機関は用意されていない。プレーヤーが同時に審判である。従って、ごり押しを

という発生的問いかけが、一つの重要なテーマである。幼児にとっての「集団遊び」の意義を強調しながら、その発達段階を観察しようとする、村野智康『自分達でルールを工夫し継続する集団遊び』の割合：4・5歳児の自由遊びの観察から』『金沢大学人間社会学域学校教育学類附属幼稚園 研究紀要』61巻 83—100頁、感情と言葉をキーワードとしながら子どもの遊びの具体的観察をする、保坂和貴「幼児の共同遊びの『ルール』に関する分析視座」『北海道大学大学院教育学研究紀要』105, 71-90頁、石川由香里「幼児期におけるルール取得の2つの水準」『活水論文集』64巻、43-55頁等を参照。

³⁶ 遊びに参加しても、鬼になってばかりとか負けてばかりだと、泣いてしまったり途中で遊びへの参加をやめてしまうこともないではない。子どもの遊びの中にもスポーツ同様に勝敗を決する要素があるがゆえに、敗者となった子どもの負け惜しみがその後の不参加という態度を引き起こすのかもしれない。しかしむしろ、負けることによって時空を共有する遊びから排除されることが、遊びへの——一時的な、様子見の一拒否をうむ、との推測も成り立つ。

ルールへの違和感？

する人はひょっとしてみんなから嫌われようとも、わがままな小君主として当分君臨するかもしれない。あるいは、余りに理不尽なことが重なると、今後友達ができないだろうという制裁がぼんやりと意識されることもあるかもしれない。すべては一方で、子どもの心身を支配する遊びの楽しさと、他方でそれを律するための公正さの感覚にゆだねられている。

③具体的状況に応じたルール修正

子どもの遊びにあっては、その都度新しいルールを作り出すことが許されている。年齢や身体能力の格差がある場合にも、参加者を排除することがほほえない。参加者に見合うような形でルールを変形すればそれでよい。もとより、大抵の場合には骨格的ルールが了解されたうえで遊びが始まることだろう。しかし、ルール定立機関があらかじめ決まっているわけではないから、参加者・環境・時間・空間等、遊びを制約する諸条件に応じてルールを変更することが許されている。遊びに参加する人たち全員が合意をして、その都度ごとのルールを作成しても構わないのである。その特殊ルールが、他の場合の原則的ルールの適用を除外したり、適用を制限するという形を取ることもある。そうかと思うと、地域特有のルールも通用する³⁷。

④単純なルール

「赤信号では止まる」という表現同様、子どもの遊びのルールはかなり単純で具体的である。「鬼は後ろ向きになって10数えるまでは振り向いてはいけない。」といったたぐいである。ただし、その数え方についてまで具体的に指示しているとは限らない。「だるまさんがころんだ」と言ってもいいし、関西地方では別の数え方がある。ルールである限り一定程度の抽象性は保たれている。

⑤勝敗を目指さない遊び

子どもの遊びは勝敗を競うことを含みながらも、それだけを最終目的と

³⁷ この点は、テーブルゲームにも共通する特徴である。

はしない。それ故、子どもの遊びに審判はいないし観客もいない。その代わりに、子どもの遊びには多様な子どもが参加することを許容し、その都度ルールを修正していく柔軟さがある。ルール定立者や適用者そして観客がないのだから、参加者すべてがこれらの役割を果たすことが期待される。そのようにして、特にルール定立と遵守そして可能な限り弱者を参加させようとする心情を醸成するのが、子どもの遊びなのである。そこで最も重視されるのは、参加者全員が楽しむことである。共に遊ぶことがもたらす一体感や協調感、心身の伸びやかさといった情緒面の高揚である。その楽しさを阻害する要因を排除するときに、公正の観念が芽生え適用される。

このような見方からすると、例えば「日本缶蹴り協会」を設立し³⁸、ルールの統一化を促進する必要はない。そのような動きはかえって子どもの持つ柔軟さと協調性、更には自発的ルール形成への心性を損なう反面、〈敵／味方〉への二分化を基本とする競技性への関心を強化してしまう恐れがある³⁹。

学生にとって、幼い時の遊びは既に忘却の彼方にある。それだけに、幼少時に経験する遊びにもルールがあるのではないかと指摘されて、大抵の学生は意外に感じる。その反応は、日常生活上ルーティン化された円滑な行為にルール観念が結びつかないことと通底している。

³⁸ 日本スポーツ協会 Japan Sport Association なる団体が子どもの遊びをルール化しようとしてはいる。https://www.japan-sports.or.jp/portals/0/acp_SP/shidousya_kankeri.html 参照（2023年10月15日閲覧）その中に、缶蹴りも含まれている。

³⁹ ただ、世の動きが「遊びから競技へ」という傾向にあるのか、例えば雪合戦遊びが競技化されたり、幼児がボール遊びではなくサッカーを「学ぶ」機会を得たりするようになっている。ここでは、大人が作った競技ルールを子どもはひたすら修得するのであり、本文に指摘したような柔軟なルール定立や適用は見られなくなる。

V むすびにかえて

これまで、授業の中で経験する学生の反応を素材にして、非法律専門家が想定するルールの種類、理解、定式化、背景の事情等を考察してきた。まとめると次のようになる。

学生がすぐ思いつく交通ルールは、①何よりも自他の行為を制約する禁止規範であり、②赤信号のように直観的にその意味を理解でき、③規範性を持ちつつも、規範遵守行為の記述と変わらない単純な定式表現を取ることから始まる。④複数の可能なルール定式のうち、想定される名宛人の実践的行為への適合性という観点が決定的に重要である。

交通ルール同様によく指摘されるスポーツのルールは、類似点・相違点双方を持つ。(a) スポーツルールも人為的に制定されている。(b) 赤信号が危険性を内蔵している道路の安全を確保する役割を持つと同様、スポーツルールも、暴力性による危険を内蔵する競争を、適度に制御するために制定される。(c) スポーツルールは、何よりもプロ化し勝敗を争う競技を平和裡に行うための取り決めである。交通ルールとは違って、〈敵/味方〉という二分法の中で相手を打ち負かしたいという一種の暴力性がスポーツにはある。その単純な二分法はおそらく世の中の複雑な人的関係をすっきりと整理させる点で、特に勝利者側の人に大きなカタルシスをもたらす。(d) その潜在的欲望を一部開放しながら一定程度制御するのがスポーツのルールなのだから、その危険性を適度に抑制する理念は「安全」というよりはむしろ「公正」である。(e) スポーツルールとして学生がまず思い浮かべるのは得失点に関するルールである。勝敗を決める以上は当然かもしれないが、その分、行為のルールへの関心は一般道徳の領域に委ねられる傾向を持つ。(f) スポーツルールに関連して指摘されるべきは、興業における観客の存在である。

スポーツが遊びに由来するならば、子どもの遊びのルールをスポーツルールと比較することが興味を引く。(イ) 観客も審判もない子どもの

ルールへの違和感？

遊びにあっては、参加者が複数の役割を果たし、全員が遊びに興じることが目的となる。重要なのは、遊びがもたらす時空の共有とその中で醸し出される楽しさつまり高揚感である。(ロ) 遊びのルールは、参加者全員が楽しめるように、参加者全員の合意に基づいて適宜修正を加えられる柔軟性を持つ。(ハ) 得失点についての暗黙のルールがあることは否定できないが、ルール違反が意識されるのはどちらかといえば遊びそのものの中の公正さの欠如、つまり狭さである。

人間関係を統御する規範をルールと総称しうるならば、関係の多様性に応じてその形態と特徴は多様である。本稿ではまず、学生が挙げるルールの具体例二つを手掛かりに、彼らのルール観の特徴を見た。関連して子ども遊びのルールに言及したのは、一詳しい検討にまで立ち入ることはできなかったが一より原初的なルールをも視野に入れ、ルールの発生的機序も検討したかったからである。確かに、ルールを巡る学生の反応は法体系理解へと至る素材としては狭く、素朴でもある。しかし、彼らのルール理解は普段の行動制御には十分である。それだけに、多様なルール形態の特徴を検討し、更には法全体の理解へとつなげていくための示唆を与えてくれるのである。